

教育

経済的な理由で
就学が困難(給食費や学用品費など)
学習に必要な費用の支払いが困難な
児童生徒の保護者に対して援助をします。

就学援助費

経済的な理由で
就学が困難(給食費や学用品費など)
学習に必要な費用の支払いが困難な
児童生徒の保護者に対して援助をします。

年金

老齢基礎年金支給の
繰上げと繰下げ

繰上げ支給
受給額は減額されますが、希望により、60歳からの支給請求ができません。

繰下げ支給
希望により、66歳以降に増額した年金を受給することができます。

福祉

「ふらっと」は、障害のある
子どもを囲むサークルです
バリアフリーな社会への

4/19
(日)

香南市農業委員会委員の
選挙が行われます！

任期満了による香南市農業委員会委員選挙が行われます。投票できる人は「香南市農業委員会委員選挙選挙人名簿」に登録されている人です。

■投票日時… 4月19日(日) 7時～16時まで

■投票所… 第1選挙区：赤岡町(赤岡支所) 野市町(香南市役所) 吉川町(吉川支所) …第2選挙区：香我美町(香我美支所) 夜須町(夜須支所) ※開票は同日、17時30分から香南市役所で行います。

■投票所入場券(ハガキ)を持参してください。

入場券は4月12日に発送予定です。切ったり折ったりせず、内容をご確認のうえ、投票所へご本人の入場券をお持ちください。紛失してお手元がない場合でも農業委員会委員選挙選挙人名簿に載っていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

■期日前投票をご利用ください■

仕事や旅行などで投票日に投票に行けない人は各選挙区で期日前投票ができます。

投票所入場券を持参してください。

■期日前投票期間：4月13日(月)～4月18日(土)

■投票所… 第1選挙区・第2選挙区の各投票所

■投票時間

■香南市役所・香我美支所… 8時30分～20時

■赤岡支所・夜須支所・吉川支所… 8時30分～17時

■問い合わせ：市選挙管理委員会 ☎ 57-8525

相談

司法書士による
多重債務無料相談会

多重債務でお困りの人の問題解決に向け、専門の司法書士が相談を受けます。この機会に、必ずご本人がご越しください。秘密は厳守します。※商工水産課では随時相談を受け付けています

■日時 ※申込み締切り4月7日(火) 4月10日(金) 9時～17時

■場所 のいちふれあいセンター

■申込み問い合わせ 市役所商工水産課

交通安全

春の全国交通安全運動

期間 4月6日(月)～15日(水)

新入生が大きなランドセルを背負い、学校に通い始めます。この時期に、「子どもと高齢者を交通事故から守ろう」の強化や、交通安全行事などを実施します。ドライバーも意識を高めて行動しましょう。

■問い合わせ 香南警察署 ☎ 55-0110 市役所防災対策課

悩む前、後悔する前に保険フォーラムで

保険相談

保険の見直しや保険の比較は一人で悩むよりもプロに相談したほうが確かで、便利ですよ。

保険フォーラム 野市駅前店

香南市野市町西野2063-1 清藤マンション104号

営業時間 AM9:00～PM8:00

定休日 なし(土・日・祝日もOK)

土佐くろしお鉄道のいち駅より徒歩2分。フジグラン野市店さん東前。店舗前に駐車場完備。

0120-406-026

保険フォーラムは(株)ニュートラルが運営しています。他08-401(2008,12,2)

年金

老齢基礎年金支給の
繰上げと繰下げ

繰上げ支給
受給額は減額されますが、希望により、60歳からの支給請求ができません。

繰下げ支給
希望により、66歳以降に増額した年金を受給することができます。

学生納付特例制度

日本国内のすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。

しかし学生は、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

▼学生納付特例制度 承認を受けた期間は未納の取り扱いとはならず、社会人になってから納付できる制度です。

▼対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下の人(平成20年度の所得基準) ※扶養親族等がいる場合や社会保険

平成21年度の年金額は
据え置きです

老齢基礎年金 七九二、一〇〇円(満額)

障害基礎年金 九九〇、一〇〇円(1級)

七九二、一〇〇円(2級)

学生には「学生納付制度」
があります

日本国内のすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。

しかし学生は、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

▼学生納付特例制度 承認を受けた期間は未納の取り扱いとはならず、社会人になってから納付できる制度です。

▼対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下の人(平成20年度の所得基準) ※扶養親族等がいる場合や社会保険

承認期間

21年4月から22年3月まで

承認を受けた期間は：老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

将来、受け取る年金額を満額に近づけるためにも10年以内にさかのぼって納付(追納)しましょう。

※承認を受けた年度から3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります

▼申請手続き 市役所市民保険課・国民年金窓口へ申請してください。

申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※申請は毎年度必要です(前年度に承認を受けた人も、再度申請が必要)

▼申請に必要なもの 学生証の写し、年金手帳、または在学証明書、印鑑(本人署名の場合は不要など)

※前年度に学生納付特例の申請をされた人で、21年度も在学中の人は申請ハガキを送ります

■問い合わせ 市役所市民保険課 南国社会保険事務所 ☎ 088-1864-1111

YONDEN IH料理教室 参加者募集

講師 高原家庭料理学校 高原 和子 先生

1 昼コース 5月12日(火) 10:30～13:00

2 夜コース 5月19日(火) 18:30～21:00

場所 四国電力山田営業所 ふれあいプラザ

*エプロン持参 参加費500円/1回 先着順16名/1回

21.4月に新装したプラザに、お気軽にお越しください。

【申し込み先】 四国電力(株)山田営業所 名倉 ☎ 0887-53-2331